

「入院時食事療養費」の変更について

今般の光熱費や食材費等の高騰の影響により、厚生労働省より令和7年4月1日から入院時食事療養費の費用（入院中の食事代）に関する改正がありました。

これに伴い、当院でも令和7年4月1日より下記のように負担額が変更となります。ご理解の程よろしく申し上げます。

入院時食事療養費標準負担額			
所得区分		令和7年3月まで	令和7年4月以降
70歳未満	70歳以上		
区分ア	現役並Ⅲ	1食490円	1食510円
区分イ	現役並Ⅱ		
区分ウ	現役並Ⅰ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食230円	1食240円
	低所得Ⅰ	1食110円	1食110円

※所得区分によって入院時食事療養費の自己負担額が定められています。

※公費医療等により、自己負担金額が異なる場合があります。